

## 次期総合計画浜須賀地区懇談会概要

日 時 平成21年7月11日(土)1時30分～3時00分

場 所 浜須賀会館

参加人数 85人

天 気 晴れ

事務局参加者 市長、竹花副市長、小澤副市長、木村企画部長、高橋企画調整課長、  
矢島財政課長、小池課長補佐、榊原課長補佐、鈴木副主査

(市民集会会議録より抜粋)

座長 それでは戻りまして、総合計画、そして財政計画の中でご質問を受けたいと思います。

3点につきましては、以上のような報告でございます。それでは、総合計画に戻らせていただきまして、計画と、そしてまた財政のあり方はこうだよということに戻って、皆さん方からご意見をちょうだいしたいと思います。

松が丘(男) 今、次期総合計画は、なかなか財政も厳しい、しかし、いろいろやらなくてはならない事業がたくさんあるということで、いろいろご説明を願って、大変だなと。このおっしゃっているのが半分でもできればいいなと思っておりますが、実は、12ページの歳出についてというところの4番です。4番「普通建設事業費、公共施設整備・再編計画事業のほか」と書いてあるんですが、ここに今、建築後35年しかたっていない本庁舎を全部建てかえるという計画が入っているんですよ。これは、恐らく一般財政の2年分くらいはかかると思うんですが、鉄筋コンクリートでつくったものを34年間でぶっ壊して、そして建て直すということはどういうことかなと思います。

それで、調べてみますと、建設のときにいろいろ何か不具合があったようです。それで、何か建てかえなくてはというようなことらしいんですが、日本の公共設備を調べてみますと、このごろは、耐震の設備をして、そしてもうつぶさないで何とかやっているという施設が1000件のうちに900件くらいあると。それで、茅ヶ崎市ももうそんなにお金がないんだから、何とか耐震でできないものかと思えます。

座長 お答えできますか。

政策専任部長 今、庁舎の建てかえのお話をいただきました。きょうここで、財政のと

ころでお話をさせていただいているように、庁舎の建てかえも含めた公共施設整備・再編計画事業も財政が非常に厳しい。また、新しい総合計画を策定する中で、今、財政の推計についても説明をさせていただきましたように、非常に厳しい。そういう中で、この計画事業である本庁舎の建てかえも含めたそれぞれの施設のこれからの整備時期をもう1度見直していきましょうということで、今、内部で検討を進めております。内部でこれから進めていながら、全体的な総合計画事業と整合性をとりながら今年度中には確定していきたいなと思っております。そういった中で、本庁舎の建てかえにつきましても、その時期であるとか方法であるとか、そういったものもあわせて検討をしていきたいと思っております。

そういった中で、今、耐震診断を行っておりますので、その結果に基づきましてまた判断をさせていただきますけれども、先延ばしをするというふうな状況になった場合については、耐震補強等の方法を考えながら、考えていきたいと思っております。

座長 ほかにございませんか。急に言われてしまったからわかりませんかね。

今の本庁舎は、建って三十何年になっていてもったいないじゃないかという話なんですよ。30年じゃちょっともったいないかなと思うけれども、1つの計画として、この辺、政策専任部長さんがお話しになりましたけれども、市長さんは発言をしないほうがいいから、副市長2人で、これは何とかうまい話がないですか。

副市長 それでは、座長さんから、副市長は何か答弁しろということでございまして、基本的には政策専任部長がご説明しましたように、現在、部位調査と言いますか、昔にやった調査をさらに詳しくやる、部分的にどういったところが非常にまずい状況になっているのかといったところを具体的に調べるものをやりたいと思っております。その結果が出た段階の中で、先ほど部長が申しあげましたように、どうしてももたないという部署が出れば、それはもう市民の皆様も職員も危険な状況に置かれるわけですから、そのフロアは使わなかったり、場合によってはどこかに仮設のプレハブみたいなものをつくらなければいけないということも想定しなければいけないと思っております。

その調査をこれからやって、もともとがもうもたないということになれば、今までどおりの、やはり建てかえていくわけですがけれども、先ほども財政見通しを見た中で、今後非常に厳しい状況が想定されるということになりますので、再編計画そのものも、では10年でやろうとしていたものを何年か延ばしてやらなければいけないということも発生するかもわかりません。今、その辺のところを鋭意調査しているところでございますので、方

向性が見えてきましたら、また市民の方々にしっかりとお示しをし、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

座長 ほかにござひませんか。

市民 先ほど、海岸の侵食問題についての話がありました。

ただいまの海岸侵食について、実は、私も6年ばかり県の土木のほうに委員として参加させていただいておひます。初めのころは、大きなブロックでも並べて波を防ごうとか、そのためにお金がすごくかかる、何億という金がかかると。それで、国土交通省のほうも、余り金がかかるからもうちょっと考え直したらどうだということで、もう現在は、先ほど答弁があつたとおり、いろんな種類の砂を入れてみて、どんな砂が流れていくだろうとか、そういう具体的な実験をやっているわけではす。それで、先ほどの答弁されたようなことが現実にあつたわけではす。

それで、実は波と風が砂を吹き上げているわけではす。それで、今我々が住んでいる菱沼海岸、この辺もそうですが、砂丘となつて、陸になつたわけではす。それで我々が住んでいる。ところが、道路をつくつて、これ以上砂が吹き上がつては困るということで、逆に砂を押し戻しているわけではす。それで、最も専門である元国土交通省の建設部長が今年になつて顧問のような形で参画してくださっているわけではす。

この方の説明ですと、茅ヶ崎の海浜は約6.5キロござひます。それで、年間に風によって吹き上げられる砂の量がどれくらいあるかと聞きましたら、約1メートル幅で4トントラック1杯分の砂が吹き上がるんだそうです。これを今機械で押し戻したり、いろんな工事をやるわけではす。それで、とにかく風が吹き上げている間は、今現在もそうござひますけれども、特に3月ごろは遊歩道を自転車で走つても、南湖のほうからさらに西のほうへ参りますと、人間の頭の上から砂が飛んでくるんです。それで遊歩道どころが大変な状態なんです。それで私はそういう質問をしたわけではす。

ところが、現在、1メートル幅で4トントラック1杯の砂が吹き上がると。これを人工的に金がかからない方法でとめる方法があるだろうと。実は、今から10年くらい前に県の土木のほうで、現在汚水処理場で水を浄化いたしまして、それを海岸に流しておひます。初め、私もよく中学校の生徒なんかを連れて観察に行ったんですが、ちょっと臭いんですね。臭いということは、これは何か汚い水を流しているんじゃないかという疑問があつまして、所長、その他の方と懇談会をやつたわけではす。ところが、実際にその臭い原因というのは、殺菌するためのオゾンであるということがわかりました。それで、水そのも

のは飲料には適さないかもしれないけれども、ややきれいな水であるということはわかりました。

それで、私はそれならば、今現在、汚水処理場から中海岸、東海岸近くまで松林の中にスプリンクラーがあるわけです。これは、非常に功を奏して、松林の生育に非常に効果があったと。これは捨てる水を有効に使ったわけです。ところが、結果的には松が育ち過ぎて、ネットを越えて松の頭が枯れてしまった。そのために水をとめてしまった。それで今現在は中止しているわけです。

この水をスプリンクラーを使って風の強い時期に海岸にまいたらどうだという話を今土木のほうにもしているし、私も実際、下水道課のほうにも声をかけているわけです。これは、ともかく廃品を使って、金がかからない方法で捨てるものを有効利用することによって、現在の砂が飛ぶのもとまるだろうし、当然押し戻す金もかからないわけですから。こういうことを茅ヶ崎市の海浜課としても、県の土木及び下水道課に対して提案していったらどうだろうか、そういう提案を今いたしたいと思っています。いかがでしょうか。

海浜課長 海浜課長、お答えいたします。

確かに、廃棄物というか、再利用の循環体系の根幹をなす話ではないかと思っております。飛砂の問題は非常に問題となって、我々海浜を担当する職員たちも取り上げてはおるんですが、その設備のことやら何やらの面で非常にネックになることが。ネックになるということは、まず1点が、海岸部というものは、そういう機械的なものを設置したときに非常に腐食が進んでしまうんです。その腐食をどのように防ぐかということは、確かに検証しております。今ご意見がありましたように、もう1度スプリンクラーというか、飛砂が飛ばないような方法を検討してみてもどうかということは、確かに非常にいい話ですので、海浜課としても、県のなぎさ港湾課のほうに提案はしていきたいと思っております。ただ、非常にまだまだ越えていかなきゃいけないハードルがあるかなとは思っております。

ありがとうございます。

座長 ほかに。

市民 済みません、何回も。海岸の侵食のことですが、私はある団体で海岸の侵食が余りひどいからといって県知事に申請しまして、県知事が見学に来てびっくりしたという状況があったんです。これは皆さんもよくご存じと思うんですが、海岸の侵食は、1つは相模川にうんとダムをつくって砂が流れないようにしたということ、それが1つ。もう1つ、中海岸にあれだけ湖のようなのができたのは、漁港をつくったわけです。漁港は、最

初は短かったですよ。釣り船が出入りするだけだから。それがいつの間にか平島まで続きまして、大きな漁港をつくりましたために、こちらの茅ヶ崎の私たちの松が丘寄りには離岸流ができて、全部砂を持っていくんですよ。そして、先ほどお話がありましたように、漁港のあちら側には砂がたまっていくんです。ですから、これはよく県とも相談して、漁業の方とも相談して、やはりもとに戻していただかないと、どんどん海岸は侵食すると思います。

座長 今回の発言につきましては、よく聞いておいてください。なかなか難しい話。

じゃ、ほかに。こちらいいですか。

市民 1点お伺いしたいんですが、歳入出の、急激に経済回復した場合、そのままの場合というような折れ線グラフと棒グラフがありますけれども、これに関しては、現状、急激に回復していくという部分で考えても、現状の茅ヶ崎市の人口推移がこれから減っていくという部分と、高齢化していくという部分の中で、本当にそういう部分も織り込んで、これだけの増える可能性があるのかというのが1点。

もう1つは、普通会計のところの扶助費の問題ですけれども、ちょっとお伺いしたいのは、具体例を申しますが、例えば学童保育に関しては、実質的に国の基準として、国、県、市が3分の1ずつ負担をするという部分がありますが、県が予算を持たないために、市が頑張って2分の1を負担しているようなものもあります。そういうように、県が本来負担をしてもらわなければいけない部分を負担をしないで、市が単独で負担をしているようなものがほかの施策にも幾つかあるのかなと思いますので、そういうものがあればちょっと教えていただきたいのと、それに関しては、当然、行政のほうも県に満額を出してほしいという努力をされていると思いますので、そういう部分がもっとも県にも働きかけをしていただきながら、負担をしてもらえるようになれば、市民税の効率のよい執行ができていくのかなと思いますので、すぐに回答が出せないのかもしれませんが、その辺を教えていただければと思います。

それともう1点、これは意見なんですけれども、先ほどの資料3の最後のところにまちづくり活性化という部分があります。一番最後のところなんですけれども、高さ制限と最低敷地面積の規制ということで、来年の4月から高さ制限があり、再来年の4月から低敷地面積の規制ということになっておりますが、これを決定した段階では、昨年夏以前だと思えますので、まだまだ土地に関しても若干値上がり傾向にあった部分なのかなと思います。その中で、昨年来これだけ急激に地価がまた下落している中で、低敷地面積の規制を

かけることによって、逆に市民の財産が減る可能性が高くなる。というのは、30坪以下の敷地に関しては家が建てられないということになると思いますので、60坪以下の土地に関しては分割ができない。そういう制限をすることによって60坪以下の財産に関しては、非常に目減りする可能性が高い。それが、汎用になると全体的に茅ヶ崎市としても、いろいろ税収入も減ってくる可能性もあるということも考えられるのかなと思いますので、その辺は深く考えられて決定はしていていると思いますけれども、やっぱり時代が急激に変化した部分もあるので、見直しができるのかどうかも一考していただければと思います。

座長 今の、わかりますか。

財政課長 それでは、財政課のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの歳入のAパターンの中でどういうふうに見込んでいるかということでございますけれども、いわゆる人口推計のほうである程度見てございまして、過去3年間の課税状況を参考にいたしまして、いわゆる生産年齢人口の部分、22歳から26歳の人口の65%を給与所得者、それから60歳以上の人口の45%を年金受給者という形で見込んでございますので、この中ではある程度そういうものを推計したのになってございます。

ただ、ここで急回復するというAパターンを見込んでございますけれども、恐らく今の状況からすると、このAパターンというのは、ないかなと私言っはいけないのかもしれないけれども、ちょっとよ過ぎる見方かなと感じているところでございます。

それから、2点目の部分でございますけれども、具体的にここで県の補助金がどうのこうのという部分は、申しわけございませんが資料はございませんけれども、確かに、県が当初事業を立ち上げて、補助金を出すから市町村お願いしますよというような事業がございました。そういう部分では、確かにだんだんと、当初、例えば半分、2分の1県がみますよと言ったのが、徐々に落ちてきているというような部分もございます。そういう部分もございまして、そういうのも含めまして、毎年、県のほうとの協議がございまして、そういうところでは、県のほうの補助金をなるべく出してください、市町村のほうに負担をなるべくさせないよということも毎年お願いしているところでございます。ちょっと具体的なお話ができないので申しわけないんですけれども、財政からは以上でございます。

都市部長 まちづくりの活性化のうち、高さ制限、最低敷地面積の規制ということでご意見をちょうだいしました。

まずご理解いただきたいのは、その背景でございますが、多くの市民参加をいただく中で、ちがさき都市マスタープラン、これは茅ヶ崎市の将来ビジョンをあらわすものでございますが、それを昨年6月に策定しました。その中で、「湘南の快適環境都市～みんなで作る住み続けたいまちがさき～」というものを掲げまして、その重点施策の1つとしたしまして、現在、高さに関する規制、あるいは敷地に関する規制について調査、研究を行っているところでございます。

そういう中で、高さにつきましては、既にご存じだと思いますが、さまざまな課題が起きているということございまして、最終的に、建築物の高さ制限を設けることによりまして、地域特性に応じた一定の高さまでの建築で構成される街並みへ誘導するというもの、あるいは課題であります日照や眺望、整然としない街並みの形成や地球環境の急激な変化という諸課題の改善を図るために、いわゆる都市計画法によるルールづくりでございます。

この辺につきましては、今、素案という段階ですが、間もなく原案のほうに持っていきたいということで、さまざまな地区で説明会を開催してまいりました。また、アンケート調査も行ってきました。その中で、約400名近い方のご参加、意見をいただきまして、原案を策定します。8月にこの原案について各地区でご説明会を予定していますので、そのときにお越しただいて、ご意見をいただければというふうに思います。

それと、敷地でございます。敷地に関しましては、確かにご指摘のとおりの部分もあるかと思えます。しかしながら、細分化によりまして良好な住環境が崩れているという現状もでございます。そういうものに対して何らかのルール設定をしなければいけないという部分もでございます。しかしながら、やはり財産権という非常に高いハードルがございます。それらを含めまして、現在、調査研究を行っているわけございまして、最終的には、都市計画決定というよりは、地区計画制度、あるいは建築協定といった一定のルールがございます。これは、地区を定めてその中で地域の皆様方がこのエリアをそういう地域にして、面積は幾つにしましょう、あるいは高さを幾つにしましょうといった制度もございますので、そういうものを視野に入れた中で一定の敷地に関するルール、あるいは高さに関するルールを決定してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

座長 ほかにどうですか。

市民 先ほど、市庁舎建てかえのお話がありまして、これに関しまして、話の流れを聞

いておりますと、まず計画ありきで、それで昨今、バブル崩壊から金融危機に至って、歳入が非常に厳しくなって、改めて耐震構造の調査結果を待ってという話になっておりまして、これは非常に不可解といたしますか、もし財政的に余裕があれば、当然、これは建てかえられたのではないかと思うんです。もともと、これは前の行政の担当の方になると思うんですけれども、耐用年数を何年と想定して考えているのか。今、日本は一般住宅でも200年というふうに大きな価値観の転換を求められているときに、話の整合性といいますが、耐震構造の問題があって建てかえというんだったら話がわかるんですけれども、計画ありきで、後で調査、検討するというのは、ちょっと話がおかしいんじゃないかと思えます。

座長 ご意見として承っておきます。

市民 関連で、先ほどの一番の方もおっしゃっておられましたけれども、単純に、なぜそういう建設になったかというのは、私はそのころは余り知らなかったんですが、まず、なぜそういう建設になったかというのをわかりやすく教えていただいて、それから現在の安全性というのがわかりますから、その辺の説明をいただかないと、ただ安全性が悪いということであると、この間の中国の四川省の学校がいいかげんな建て方をしたのと同じように、やっぱりその辺のことをまずちゃんとお説明いただいたほうがいいのではないかと思います。

政策専任部長 本庁舎の建てかえのお話だと思いますが、今お話を聞いていますと、前段の部分が何も説明がないのに何で急にということだと思います。これにつきましては、先ほどもありましたように、昭和49年に茅ヶ崎市役所の本庁舎は建設をされております。ことしでちょうど35年になろうかと思えます。

今の本庁舎の構造耐震指標、いわゆるI<sub>s</sub>値というものが、平成3年のときの調査で0.48という数値が出ております。いわゆる今の指標の中では、通常0.6以上のI<sub>s</sub>値がないと倒壊のおそれ強いというふうになっております。そういった中で、この調査したときの0.48という非常に低い数値なので、こういったものも建てかえなり、耐震補強なりをしていかなければいけないだろうというふうなことで検討をずっとしてまいりました。金額的にも手法的にもいろいろな面で行ってきまして、それで昨年3月に、費用面からいろんな面を含めまして建てかえをしていこうということになったのが前提でございます。

市民 今の0.48が余りにも悪い数字ですね。そうすると、建てられたときの設計と

というのはどうだったんでしょうか。余りにも低い数字で、この間のいろいろ偽装の問題が藤沢にもありましたけれども、同じような問題ではないでしょうか。まず、その辺の問題をご説明されるべきではないかと思えますけれども。

座長 ちょっと私のほうから発言をいたしますが、建った当時の建築基準法と今の建築基準法が強度の関係でちょっと数字が上がったんじゃないですか。そういうこともありませんね。このことにつきましては、ひとつ文章で私のほうの地区に回答をしてください。

じゃ、もう1人の方。

市民 これから申し述べますことは、次期総合計画に直接関係はないかもしれませんが、これも、まちづくりとか地域の活性化ということにつながる問題だと思えますので、これは私個人の意見で周辺の人とかそういう方々で普遍的な意見ではないという前提でお話ししたいと思えます。

数年前に、道路に愛称をつけようということで投票による手段の後に、いろんな通りの名前がつきまして、昔からある鉄砲道とかラチエン通りが我々の周辺にありますけれども、それ以外のついていないところにつけたというのは、利用する側として利便性が非常に高いと私も思います。これでわかりやすいなと思っておりました。難しい言葉では茅ヶ崎停車場線なんていうのが、いろんな市の報告とか議会の中で出てくるのですけれども、どこの道路かいなというような感じが正直ありましたし、愛称で言われるのは非常にいいと思えます。

これは、それなりに私は評価しているのですが、中で、投票とはいえ現存の人物の名前をそのまま採用したというのは、いささか問題じゃないかなと私は思います。いろんな国でそういうことをやっているところもありますけれども、私の考えでは、現存人物については控えるほうがいいのじゃないか。しかも、それを商店街が利用して、自分たちの商売のために利用しようという、そういう伏線があるように思えてならないのは私の考え過ぎかもしれないのですが、つい先ごろ、茅ヶ崎駅南口から海岸に至る道路に、テストですけども、ある日、一方通行の作業があったのです。これに、私は質問しました。これは市当局のご提案で、事務当局の発案でおやりになるのですかと言ったら、関係地域住民の意向に基づいて調査するんだ、テストをしてみるんだということで、あくまでテストですということでございましたけれども、関係する地域住民ということは、とりもなおさず商店街である。あの道路というのは、茅ヶ崎市でも広範な住民の利用率が極めて高い道路。特に、茅ヶ崎駅を利用する南側の人あの通りを通る人が多いんじゃないか。バス路線でも

ありますし。ということをお考えますと、あれを一方通行にするというのは、かなり乱暴な意見ではないか。もちろん時間制ではありますけれども、そういう意見が出て、それをテストされたというのは、何か市はそういうことに対してコントロールするという意向はないんですかね。もうちょっと指導性を発揮したほうがいいと思うんですけれども。これはお答えは必要ございません。私の意見ですから。

それで、さっきの通りの名前ですけれども、私はつい最近山梨県へ参りました。あるところで、以前はなかった通りに、ある個人名がついていたんです。つき出したんです。私は何年もそこへ行くんですけれども、その通りにある個人名、現存する個人名がついたんです。それで大きな看板が立っているんです。ご案内も立っている。これは、恐らくその人が県に対して非常な貢献をなさっているからそうなったんだろうとは思いますが、今、いろんな地方都市でもいろんな企画があって、活性化のために祭りをやったりイベントをやったり、いろんなことで人を呼ぼうというようなことがありますけれども、何かそういう特定の個人に頼って地域を活性化しようと、そういうものに便乗しようというのは、少しお考えになったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

座長 これはちょっと答弁をさせましょうね。言われなくても自分でわかっているの。

都市部長 どうもご意見ありがとうございます。

まず、みちの愛称ということで、これはたしか記憶によりますと、12、13、14年の3カ年で市民公募といたしますが、公募の中で委員さんに参加していただいて、通常、今おっしゃっていたとおり、県道茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線であるとか、路線番号で言いますと0203とか、そういう名前が非常にわかりにくいということで、親しみやすく道路がわかる状況にしていきたいと思いますということで、多くの市民の方々、あるいはアンケート等、あるいは地区の方々のご意見を聞きながら、みちの愛称事業として決定してきたところでございます。

今、ご指摘ございました、私の推測で言いますと、恐らく2路線が現存の個人名ということもございますが、結果としてこれは市民あるいは地域の皆様が選考されたという部分がございます。確かにおっしゃるとおりそれに便乗する云々ということはございますが、ある面から見れば、地域の活性化という部分の視点から見れば、一定の評価はできるのではないかと考えていますので、今後この事業を拡大云々という話はこれからの課題でございますが、いずれにしても、今後の見直し時期とかそういうものがあるかと思っておりますので、その中で配慮させていただきたいと考えております。

座長 それでは、もう1つ、時間がちょっとオーバーしてはいますが、皆さんはこれを見ていると思います。この中で、都市計画路線の見直し方針についての概要版というのが回覧で回っています。この説明をちょっとしていただきたいんですが、今の雄三通りが、当時は幅20メートルの道をつくるんだということと言ったけれども、あれはできません。はっきり言ってできません。どうしてもつくらなければならない道というのが、私個人の考えですけれども、東海岸寒川線というのはどうしてもつくらなければならないものだと思いますけれども、これでは全然書いていない。企画部長、この説明をしてくれ。どっちだ。都市部長じゃだめだ。何のためにこういうものを出したんだ。それであなたは財産権だと言うけれども、道を大きくするには、みんな自分の財産を茅ヶ崎市の都市計画というライフラインによって協力をしているんだぞ。あれでいいと思っているのか。財産権ということを出してやらないと言うのなら、ここに市長がいるけれども、全部都市計画路線はやめてしまえ。これは後で市長さんに答弁をしてもらう。あなたはいい。これは竹花副市長のほうがいいな。あなたが言ってください。

副市長 座長さんがお持ちのは、タイトルは都市計画道路の見直し関連の……。

座長 回覧にしても、どのぐらいの人がこれを見ますか。

副市長 それでは、副市長の竹花でございます。ご説明をさせていただきます。その前に座長さん、先ほどの件でちょっと補足をおきたいんですが、先ほど、一方通行のお話で、一部の方々の要望というような趣旨のお話でしたが、これは、地域の自治会の皆様から、それと商店街の皆様、全体の中でいわゆる雄三通りの将来はどうあるべきかということで、利用者の方々と沿道の方々、そしてその周辺の自治会の皆様方で委員会をつくりまして、どういう形が望ましいのか。本来は20メートルの幅員で都市計画決定がされておりますが、何十年も手つかずのままです。

その間、県のほうなどにも要望をしてきましたけれども、なかなかご理解いただけないという状況の中で、例えば地域からの要望の中で、一方通行にした場合にはそんなに20メートルまでも広げなくてもいいケースがあるんじゃないかとか、また、ルートを変えたらもっと20メートルにしなくてもいいとか、もうちょっと歩道を広げて車道を狭くしたらどうかとか、さまざまご意見が出てきました。そういった中で、その委員会の中で、それでは県も警察も地元も協力していただいて、一方通行をしたときにどこにどういう問題が出るのか、いい点はどうか、メリット、デメリット、そういったものをはかろうということで、委員会が主体になって茅ヶ崎市も一緒にやらせていただきました。その結

果もほとんど出てきておりますので、もう公表してありましたか、都市部長。その辺につきましてもある程度の公表をしておりますので、また皆様のほうにその辺の結果関係もお知らせを再度したいと思っております。その辺は補足の部分でございます。

それから、今、座長さんから言われました都市計画道路の見直し方針という概要版をお配りしてございます。これは、国とか県の中で、全国的に見て相当早くから都市計画決定というのをやっております、30年、40年、50年近くも、全国の中でもなかなか道路整備が進まないという現状の中で、その周辺の方々、該当しているの方々に対して、もし、まだまだ先、10年、20年、30年も財政的な面とかさまざまな状況を見た中で手をつけることができないような路線はまず計画から外せと。ただ、外すに当たっては、都市計画道路というのはいろんな路線がネットワークを図って、いわゆる市民の皆様の交通の利便性とか生活の快適性、環境の負荷とかが総合的に勘案されて計画されているものでございます。

そういった観点から、先ほど会長さんからもご指摘を受けまして、見直す路線というのは、雄三通りの部分1本という形で今後見直し方針を定めていこうというふうな部分が出ておりますが、これは神奈川県全体でやっております。また、これは茅ヶ崎市だけではできません。お隣の寒川であったり藤沢であったり平塚、そういったところと広域的に広い範囲で道路はつながっておりますので、茅ヶ崎だけが廃止していいとか、新たに設置するということではございません。そういうネットワークの中で、今回さまざまな基準のある中を当てはめていくとこのような状況になりましたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

座長 よければ総合計画につきましては、一応ここでピリオドを打ちたいと思っております。よければ、これから市民集会に移らせていただきたいと思いますけれども、それによろしゅうございますか。（終了）